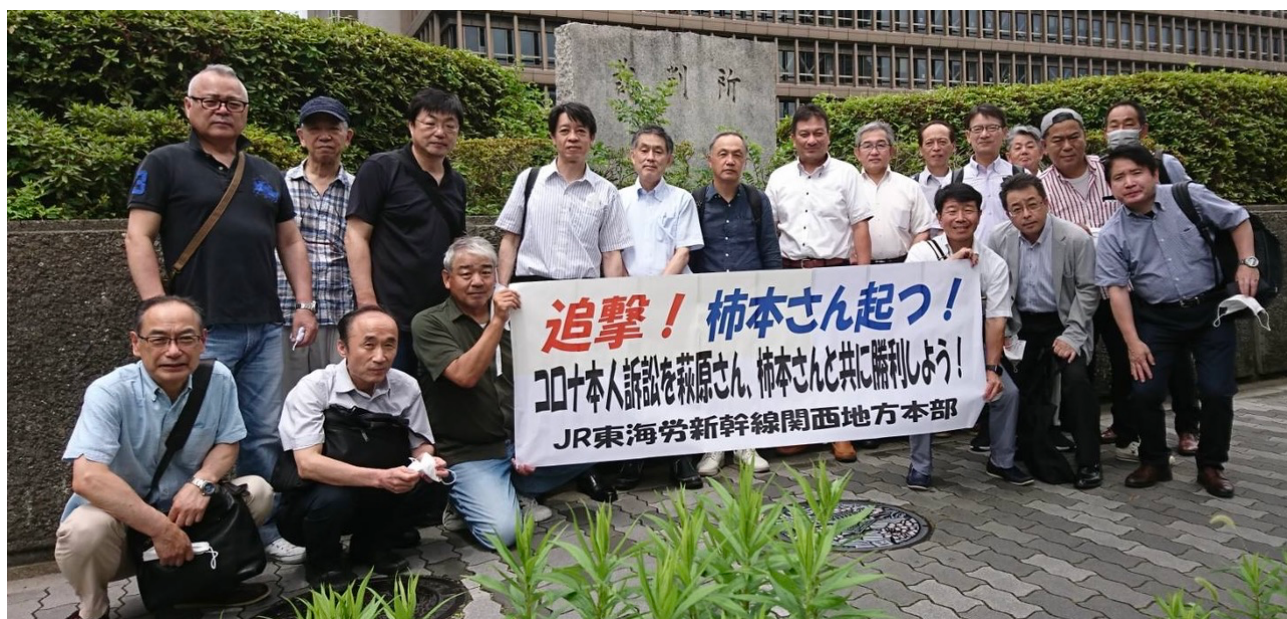


## 柿本さん！第二の矢を放つ！ 「自宅待機」外しは違法だ！ 山崎副所長を退職前に訴える

4月に退職した柿本克彦さんは、7月12日「課題を提出しなかったことを理由に自宅待機から除外したのは不当」として、民法709条、715条違反により山崎副所長と竹腰所長を相手取り175万円の損害賠償請求訴訟を提起した。昨年8月萩原さんが訴えたのに続いて、追い打ちをかける提訴だ。

『訴状』によると、萩原さんの裁判で「会社は、自宅待機は休業であり政府から雇用調整助成金を受給している」こと、「そのことを山崎副所長に聞いても何も答えられなかったため、はっきりするまで課題は出さないと通告したこと」そして、「今年1、2月は課題を提出しなくても自宅待機に指定されたこと」等々を明らかにし、「コロナ対策としての自宅待機から、課題を出さないことを理由に除外することは、社員に対する企業の安全配慮義務違反にあたる」ことを訴えている。



「緊急事態宣言」「まん防」が8月22日まで延長され、世界中が「コロナ禍」に苦しみ、悲鳴をあげている中で、サービック第一事業所だけは「そんなの関係ねえ」とばかりに社員を感染の危険に晒し、さらに、5月以降は逆に毎日20名以上を無駄に出勤させ、意味のない習熟訓練を繰り返しています。

### サービック・第一事業所で働く皆さん！

### すべて山崎副所長・竹腰所長が勝手にやっていること！

柿本さんも萩原さんも退職していますが、現職中からの継続的な闘いとしての裁判です。二人とも代理人としての弁護士を立てずに、たった一人での裁判です。自分で訴状・準備書面を書き、書証を用意して闘っています。怯むことなく闘うと決意しています。

### 会社の理不尽さを許さず声を挙げよう！